【声明】

非核三原則に特例はない
核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の「国是」堅持を

高市政権が、年内の改定を目指している安全保障関連３文書の中に、「非核三原則」の「持ち込ませず」について、緊急時の例外を明文化することを検討していると報道されている。政府は、唯一の被爆国として、「核兵器のない世界」の実現を目指し、国際社会による核軍縮・不拡散の議論を主導してきていることを自認している。「非核三原則」の例外は、米国の核搭載艦の寄港を認めることを前提としたものであり、これによって日本の安全が守られるという論に立っている。

そもそも「非核三原則」は、１９６７年、当時の佐藤栄作首相が「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」と表明し、１９７１年に衆院本会議で全会一致の決議がなされた、「国是」である。「国是」とは国の基本方針となるものである。

２０２７年度から５年間の「防衛力整備計画」に盛り込む経費の要求額は、６０兆円と見積もられている。現行計画では、２０２３年からの５年間の見積り額は約４３兆円となっており、その約１．４倍という額である。計画が見直されるごとに、２７．５兆円から４３兆円へ、そして６０兆円へと、青天井に増え続けている。防衛費を爆発的に増額するなかで、「非核三原則」を見直し、核の持ち込みを許そうというのである。近隣諸国は戦争の準備と受けとめ、世界の国々からは非戦の姿勢も疑問視されるだろう。果たして、これが国民の安全を守ることにつながるのか。

近年の自民党政権は、国民のセーフティネットである社会保障制度を次々と改悪し、防衛費増額に傾倒している。社会保障制度は国民の暮らしに安心と安全をもたらす重要な安全保障政策であり、予算削減の方向転換が必要であると考える。

広島の医師・歯科医師の団体である広島県保険医協会は、戦争を否定し核兵器廃絶を求める立場から、「非核三原則」を堅持することを強く求める。

２０２６年１１月１８日

広島県保険医協会